

①初ボーナスでパソコンを買う!

債権の発生 / 意思主義

Episode 1

やっぱり違う機種がいいけど、 キャンセルできるかな

申込みと承諾

勇太くんは、今日も慶子先輩の指導を受けて、一日の仕事を何とかやり終えました。そして、今日は勇太くんにとって初めてのボーナスの日です。勇太くんは、ボーナスをもらう前から、既に何か買いたいものがあるようすが……。



慶子先輩、お疲れさまでした！
今日もご指導ありがとうございました。
やっぱり、住宅ローンの実行に必要な書類があんなにあるなんて、実際にやってみると奥が深いですね。後で業務マニュアル、読み直しておきます。

お疲れさま～。
勇太くん、がんばってるわね～！



だって、今日ついに初ボーナスが出たんですよ！ 社会人になったって感じですね。



そうでしょう。勇太くんはご両親に何か買ってさしあげるの？



えっ。いや……。自分のパソコンを……。
あっ、そのことでちょっと慶子先輩に相談があるんです。
インターネットにパソコンを売る掲示板があって、そこで結構いいパソコンがあったので、相手に「10万円で買います」って申し込むメールを送ったんですよ。
でも、その後もっと気に入ったのを見つけました。それで、最初の方のパソコンを買うのはなかったことにしたいんですけど、もう契約は成立しちゃっているんでしょうか？



「申込み」と「承諾」があって、はじめて契約は成立するから、まだ契約は成立していないわね。

解説

1 契約とは

民法 521 条以下

「**契約**」とは何でしょうか。契約とは、簡単にいえば「約束」です。約束とは、当事者の合意ともいえます。世の中にはさまざまな「約束」がありますが、デートの待ち合わせの約束も「約束」ですし、これらがすべて「契約」に当たるかというと、そうではありません。

「契約」というためには、約束したことによって、**お互いを法的に拘束する力**（これを「**法的拘束力**」ほうてきこうそくりょく）とといいます）が生じるものであることが必要です。法的拘束力とは、**国の権力を使って強制的に約束の内容が実現されることを**いいます。デートの待ち合わせの約束は、国の権力を使って強制的に約束の内容を実現させるのに、ふさわしいものではありません。

これに対し、「AさんがBさんのパソコンを10万円で買う」という売買契約では、AさんはBさんに10万円を支払わなければいけません。そして、Aさんが10万円を支払ってくれなければ、Bさんは裁判所の手続により強制的に支払わせることとなります。

反対に、BさんはAさんに対してパソコンを引き渡さなければいけませんし、Bさんが引き渡してくれなければ、Aさんは裁判所の手続により強制的に引き渡させることとなります。

このように、契約とは、**当事者の合意で法的拘束力を生じさせるもの**といえます。

2 契約の成立の要件～申込みと承諾

そして、契約が成立するためには、**申込みと承諾**もうしこ しょうだくが合致することが必要です。

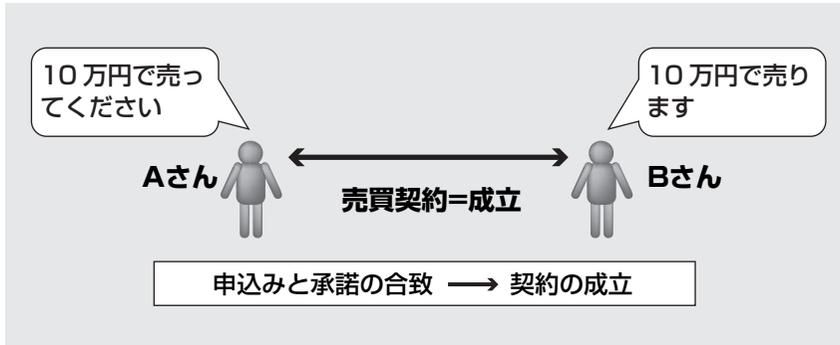
申込みとは、**承諾があれば契約を成立させるという「意思の表示」**です。たとえば、さきほどの例で、Aさんが友たちのBさんのパソコンを買おうとして、Bさんに、「このパソコンを10万円で売ってください」と言うことが申込みに当たります。

承諾とは、**申込みに応じて契約を成立させるという意思の表示**です。Bさんが、Aさんに、「分かりました。このパソコンを10万円で売ります」というのが、承諾に当

●**意思表示**（いしひょうじ）
このように、法的な効果を期待して行われる意思の表示を、「意思表示」といいます。

たります。

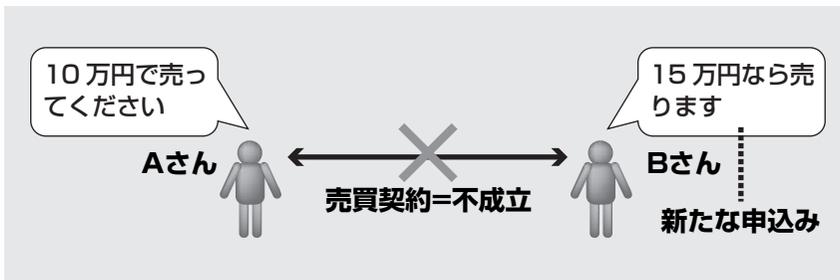
そして、申込みと承諾が「合致」すると契約は成立します。Aさんからの申込みとBさんの承諾は、「Bさんのパソコンを10万円で売る・買う」という点で一致しています。したがって、契約が成立します。



これに対して、申込みはあっても承諾がない場合は、契約は成立しません。

また、申込みがあった後、何らかの承諾のような意思表示があっても、申込みと承諾が合致していなければ、契約は成立していません。

たとえば、Aさんが「10万円でパソコンを売ってください」と申し込んだのに対し、Bさんが「15万円であれば、パソコンを売ります」と答えたような場合は、契約は成立しません。この場合は、Bさんが最初のAさんの申込みを拒絶したうえで、新たにAさんに申込みをしたものと考えます。



じゃあ、今すぐ「やっぱりやめます」というメールを送ればいいんですか？

契約はまだ成立していなくても、申込みの意思表示は、すぐには撤回できないのよ。





いつできるんですか？

「相当の期間」が経過するまでだから、勇太くんのパソコンの売買だと、1週間もたてば十分かしら。



でも、その間に相手から「10万円で売ります」ってメールが来たらどうするんですか？

そうになったら、申込みと承諾があるから契約は成立するわね。



え～。何とかならないんですか。

申込みしたんだから、それはしょうがないわね……。意思表示って、軽はずみにほできないものよ。



解説

3 契約の成立の効果～債権・債務の発生

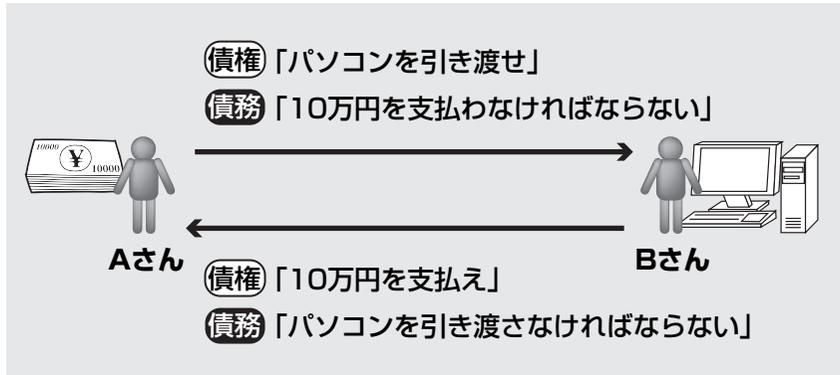
契約が成立すると、「^{さいけん}債権」「^{さいむ}債務」が発生します。それでは、「債権」「債務」とは、どのようなものなのでしょうか。

ある人が他の人に、お金の支払や物の引渡しなどを求めて、その支払われたお金や引き渡された物を受け取ることができる権利を「債権」といい、このような債権をもっている人を「^{さいけんしゃ}債権者」といいます。

これに対応して、お金の支払や物の引渡しをしなければならない義務を「債務」といい、このような債務を負っている人を「^{さいむしゃ}債務者」といいます。

たとえば、AさんとBさんの間で、Aさんが10万円でBさんのパソコンを買うという売買契約を締結したとします。この場合、Aさんは、Bさんに「パソコンを引き渡せ」という債権を持ち、債権者になるとともに、Bさんから「10万円を支払え」と

いう債務を負って、債務者にもなります。逆に、Bさんは、Aさんに「10万円を支払え」という債権を持ち、債権者になるとともに、Aさんから「パソコンを引き渡せ」という債務を負って、債務者にもなるのです。



4 申込みの撤回

いったん申込みをした後に、この申込みを撤回^{てっかい}できるでしょうか。

民法では、契約の際の意思表示の発信と受信に時間を必要とするかどうかによって、「対話者間」の契約と「隔地者間」の契約とに区別されています。

対話者間の契約では、承諾があるまでは、申込みを撤回できます。たとえば、AさんがBさんに電話で「パソコンを10万円で売ってください」と申し込んだのに対して、Bさんが承諾しない間は、AさんはBさんに、「さっきの申込みはなかったことにします」と言うことができるのです。

●対話者間 (たいわしゃかん)

面談または電話による会話など、その場で申込みおよび承諾を行う場合をいいます。

●隔地者間 (かくちしゃかん)

手紙で申込みと承諾を行う場合のように、当事者が離れた場所において、申込みと承諾がその場でなされない場合をいいます。

〈対話者間の契約〉



これに対して、**隔地者間**の契約では、次のような取扱いとなります。

まず、申込みが**相手方**に到達するまでは、撤回できます。申込みは、相手方に到達してはじめて効果が生じるからです。

それでは、相手方に申込みが到達した後であっても、撤回できるでしょうか。

Aさんが申込みをする際に、「承諾するか、承諾しないか、1週間以内に返事をください」とBさんに言っていた場合(このように期間を設けることを「**承諾期間を定める**」といいます)、この1週間が経過するまで、Aさんは申込みを撤回できません。仮に、Aさんがこの1週間が経過する前に申込みを撤回しようとしても、この1週間が経過する前にBさんが承諾してしまえば、契約は成立します。

これに対して、今回の勇太くんのケースのように、Aさんが申込みをする際に、承諾期間を定めなかった場合は、Bさんが承諾をするか、しないかを決定するのに必要な期間を含む「**相当な期間**」が経過するまで、Aさんは申込みの撤回はできません。仮に、Aさんがこの「**相当な期間**」が経過する前に申込みを撤回しようとしてもこの「**相当な期間**」が経過する前にBさんが承諾すれば、契約は成立します。



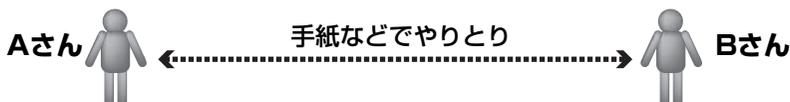
●**相手方** (あいてがた)

契約や、意思表示の相手を、「相手方」と呼ぶことがあります。AさんとBさんの関係を説明するときに、Aさんの立場から見て、Aさんを「本人」、Bさんを「相手方」と呼び、Bさんの立場から見て、Aさんを「相手方」、Bさんを「本人」と呼ぶのです。

●**相当な期間** (そうとうなきかん)

契約の内容を実行するのに必要な時間のことをいいます。それぞれの事例によって異なり、取引の内容・性質などの事情を具体的に・客観的に判断して決まります。

〈**隔地者間の契約**〉 民法521条・524条



[承諾期間を定めた場合]

→承諾期間が経過するまで、申込みの意思表示は撤回できない

[承諾期間を定めなかった場合]

→相当な期間が経過するまで、申込みの意思表示は撤回できない